

人事・労務を見つめる・・・



Nozomi-Planning レポート



平成30年10月号 Vol.142



撮影地 兵庫県（姫路市）
「姫路城」
撮影者 福井 啓人

今月のTOPICS

【人事・労務】

・働き方改革関連法案 年次有給休暇5日取得

・長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導
～ 約7割の事業場で法令違反

【その他】

・社会保障を支える世代に関する意識調査

・春・夏・冬のはなし Vol.93

・今月の書籍紹介 「日本再興戦略」

・10月の税務と労務の手続[提出先・納付先]



のぞみプランニングは「健全な事業運営」「働く人々のやる気の向上」等を応援する **社会保険労務士** を中心としたコンサルティングオフィスです。

人に関する法律の専門家として、あらゆる相談、トラブル解決のお手伝いをします。また、他士業（弁護士・公認会計士・税理士・中小企業診断士・行政書士・FP等）との幅広いネットワークでトータル的にバックアップします。

【発行元】 合同会社のぞみプランニング
〒530-0012 大阪市北区芝田1丁目4-17-5F
TEL (06) 6377-6177 FAX (050) 3488-0145

【企画・編集】 合同会社のぞみプランニング
〒530-0012 大阪市北区芝田1丁目4-17-5F
TEL (06) 6377-6177 FAX (050) 3488-0145

理念：「共に学び、共に育み、共に分かち合う」

[http:// www.nozomiplanning.com/](http://www.nozomiplanning.com/)

◆ 人事労務 ◆

■ 働き方改革関連法案 年次有給休暇 5 日取得

以前このレポートの8月号でもお知らせいたしましたように、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が7月6日に交付され、平成31年4月1日から段階的に施行されます。その中の長時間労働是正対策のひとつとして、企業は、付与される年次有給休暇の日数が10日以上の労働者について、年次有給休暇が付与された日（基準日）から1年以内に、労働者ごとに5日分を時季を定めて取得させなければならなくなりました。

ただし、労働者が時季を指定して年次有給休暇を取得した日数および計画年休の定めがある日数については、上記の5日分から控除することができます。

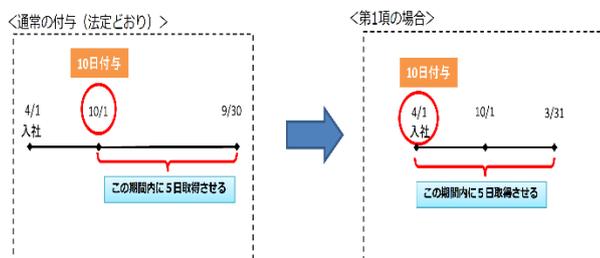
8月号では計画的付与について記載させていただきましたが、今回は『年休を前倒して付与した場合の年休時季指定義務の特例について』ご紹介いたします。

有給休暇の取得率が高く、年5日以上とれている企業は別段の対策をする必要はありませんが、年5日以上とれていない従業員がいる企業は、何らかの対策が必要になります。

有給休暇の取得率を上げる方法のひとつとして、計画的付与制度があります。

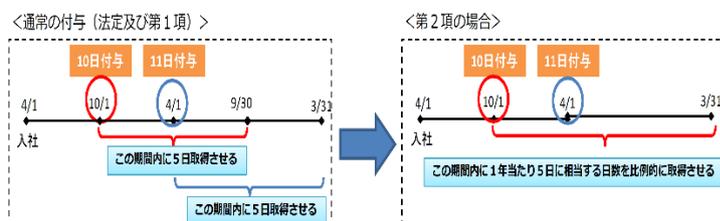
第1項の内容：通常の前倒しの際の扱い

法定の基準日（※4月1日入社の場合であれば10月1日）より前に10労働日以上年休を与えることとしたときは、その日から1年以内に5日の年休を取得させなければならない。例えば、下の例のとおり、入社日である4月1日に10日の年休を与えることとした場合には、翌年の3月31日まで5日取得させることとなる。



第2項の内容：ダブルトラック発生時の特例

入社した年とその翌年とで年休の付与日が異なる等の理由から、5日の時季指定義務の履行期間に重複が生じる、いわゆる「ダブルトラック」が発生する場合には、年休の取得状況の管理が複雑になり得る。このため、「最初に10日の年休を与えた日から、1年以内に新たに10日の年休を与えた日から1年を経過するまでの期間」（＝重複が生じている履行期間の第1の履行期間の始期から第2の履行期間の終期までの間）の長さに応じた日数を当該期間中に取得させることも認められる。



第3項の内容：特定期間後の取扱い

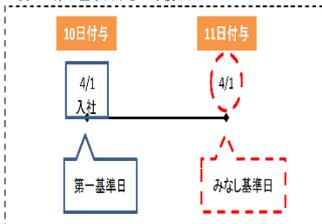
第1項・第2項による履行期間がそれぞれ経過した後は、第一基準日又は第二基準日から一年後の日が基準日とみなされ、法第39条第7項本文を適用する。下の例1・例2では2年目あるいは3年目の年休付与日が基準日とみなされることになる。

第4項の内容：履行期間前の年休取得の取扱い

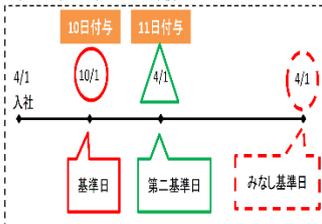
年休を前倒して分割して付与する場合、付与した年休の日数の合計が10労働日に達した日が第一基準日となり、その日から使用者の時季指定義務が発生する。分割して付与された日数が10労働日に達する前に、事前に分割して付与された分の年休を法第39条第5項又は第6項によって取得した場合には当該日数分については、時季指定義務を課さないこととする。下の例では、労働者が基準日の前に3日間年休を取得しているため、使用者は5労働日の年休を付与すべきところ、2日で足りることとなる。

※ 法定の基準日（以下の事例では10月1日）が第一基準日となる場合も含む。

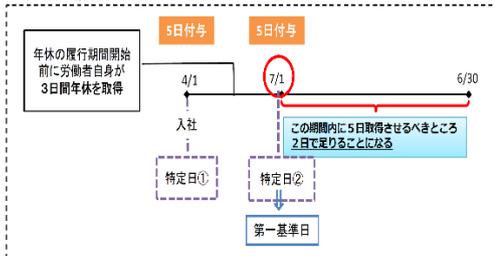
<例1 第一基準日から一年後の日>



<例2 第二基準日から一年後の日>



<第4項の場合>



※なおこの内容は第145回労働政策審議会労働条件分科会の資料です。今後変更になる可能性がありますので、ご注意ください。

■ 長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導 ～ 約 7 割の事業場で法令違反

厚生労働省から、「長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果（平成 29 年度）」が公表されました（平成 30 年 8 月 7 日公表）。

これは、平成 29 年度に、長時間労働が疑われる 25,676 事業場に対して実施された労働基準監督署による監督指導の結果を取りまとめたものです。

平成 29 年度は、監督指導を実施した事業場のうち 70.3%の事業場で、労働基準法などの法令違反が認められました。平成 28 年度の 66.0%よりも増加しています。

平成 29 年度の監督指導結果の概要を確認しておきましょう。

■ 長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果の概要〔平成 29 年度〕

(1) 法令違反のあった事業場

調査対象となった 25,676 事業場のうち、18,061 事業場（全体の 70.3%）で労働基準関係法令違反がありました。

(2) 主な違反内容〔是正勧告書を交付した事業場〕

①違法な時間外労働：11,592 事業場（45.1%）

このうち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が月 80 時間を超えるものは、8,592 事業場（74.1%）

②賃金不払残業：1,868 事業場（7.3%）

③過重労働による健康障害防止措置が未実施：2,773 事業場（10.8%）

(3) 主な健康障害防止に関する指導の状況〔健康障害防止のため指導票を交付した事業場〕

①過重労働による健康障害防止措置が不十分：20,986 事業場（81.7%）

②労働時間の把握が不適正：4,499 事業場（17.5%）

● 是正勧告事例

公表された是正勧告事例の一部をご紹介します。

- ・36 協定の締結・届出をせずに、労働者 28 名について月 100 時間を超える違法な時間外・休日労働（最長：月 224 時間）を行わせていたことが判明し、かつ、法定の休憩も与えていなかった。
- ・健康診断において異常所見があった者に係る医師の意見聴取を行っていなかった・常時 50 人以上の労働者を使用しているにもかかわらず、1 年以内ごとに 1 回のストレスチェックを実施していなかった。



法改正により、平成 31（2019）年 4 月からはより一層の法令遵守が求められますので、早めに法改正への対応を検討し、準備を進めておく必要があります。

ご不安な点、ご相談などありましたら、お気軽にご連絡ください。

◆ その他 ◆

■ 社会保障を支える世代に関する意識調査

厚生労働省は、このほど、「平成 28 年社会保障を支える世代に関する意識調査」の結果を取りまとめ、公表しました。

この調査は、社会保障を支える世代の就業状況や子育て、親への支援の状況の実態を把握するとともに、理想の働き方や社会保障にかかる負担のあり方などの意識を調査することで、今後の厚生労働行政施策の企画・立案のための基礎資料を得ることを目的としています。今回の調査は、無作為に抽出した 20 歳以上の方を対象とし、調査対象の 12,539 人のうち 8,873 人の有効回答を集計したものです。

【調査結果のポイントは以下になります】

＜子育ての状況について＞

- ・ 子育てと仕事の両立について、男女ともに「仕事が忙しくて、十分な子育てができない」が最も多く、男性は 53.9%、女性は 25.5%。次いで、男性では「苦もなくできている」が 33.5%、女性では「そもそも仕事をしていない」が 24.0%。



＜親への支援の状況について＞

- ・ 親への手助けや見守りで負担に感じることにについて、男女ともに「ストレスや精神的負担 が大きい」が最も高く、男性は 33.0%、女性では 44.7%。

＜就業状況について＞

- ・ 一番理想とする働き方や労働条件については、年齢層が上がると「残業が少なく、定時どおりに帰宅しやすい環境」や「有給休暇が取得しやすい環境」が低下し、「退職金や企業年金が充実」が上昇する傾向にある。女性の若年層においては、「育児休業が取得しやすいなど、子育てと両立しやすい環境」が比較的高くなっている。

＜社会保障制度に対する意識について＞

- ・ 今後、充実させる必要があると考える社会保障の分野について、男女ともに「老後の所得保障（年金）」が最も高く、次いで「高齢者医療や介護」、「子ども・子育て支援」となっている。
- ・ 社会保障の給付と負担の考え方については、男女ともに「社会保障の給付水準を維持し、少子高齢化による負担増はやむを得ない」が最も高く、男性は 25.4%、女性は 23.7%。

※報告書詳細については、厚生労働省の下記サイトにて確認出来ます。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12605000/000350408.pdf>





Vol.93 八崎さんの

春・夏・冬のはなし



—想定内か想定外か—

丁度その日、私は朝から本コラムの執筆にとりかかっていた。台風 21 号は予報通り真っすぐ阪神を目指しており、午後に入ると部屋を揺るがし始めた。今はその惨禍のあと始末に追われており、恐縮だが今回はその身边雑記としたい。

午後 2 時、怒り狂ったように轟々と音をたてて吹きすさぶ風雨、鳥までもが飛ばされているのかと思ってよく見ると、それは屋根瓦が 1 枚、また 1 枚、次の瞬間 10 枚以上が群れになって飛んで行く。それを追うように、直径 10cm 程の折れた銀杏の枝が飛ぶ。私が教育研修課、後の人事部門に転属になった昭和 48 年、小松左京の小説がベストセラーとなり、それをテーマに新入社員と語り合った事を思い出していた。その小説は「日本沈没」。

とその時、ビシッという音がした。目を向けると金網入りのガラス戸が蜘蛛の巣状にひび割れし、今にも崩れそうに部屋の中に向かって膨らんでいるのだ。すぐさま粘着テープを縦横に張り、座布団を押し当てて割れるのを防ぐ一方、家内は万一に備えて部屋の品々を隣りの部屋に移すのに懸命。こうして 1 時間が過ぎた。風が治まりベランダに出てみた。そこには見たこともない脚の折れ曲がった脚立が 1 基、そしてゴルフの 1 番ウッドが 1 本。私の物ではない証拠にこれは左利きだ。更にアルミの枠が曲がって網戸が足元に転がっている。ガラスを割った犯人はどれか？。脚立とゴルフ棒は、恐らく 100m 程先にあるマンションのベランダから、風に煽られて跳び上り、空中を飛んでわが家のベランダに着地となったのだろう。と思うとこの難事が珍事に思えて、子供達もあきれたように笑うしかなかったのだ。だが、本当の惨禍が待っていた。

わが家の屋上の一角に太陽の光が入るように 3m 四方程の空間があり、透明の波板で覆われている。何の気なしに下から見上げた時、見覚えのある大きなスチール板が映っているのだ。そんな事は有り得ないとすぐ屋上に向け上った。空間の周囲は、高さ 1m 程の鉄柵で囲まれているのに、その板は一旦舞い上がり鉄柵を越えた所でなぜか失速し、波板の上に墜落したのだろう。そのまま飛んで行けばどんな事になっていたか？更に驚愕した事に、100 人乗っても大丈夫というあの大きな物置き小屋が消えてしまっているのだ。台風前夜に、間もなく花をつけようかというトリカブトを植えたプランター等を、小屋の中に避難させていたのだが、すべての品々が屋上に散乱し、振り返ってみれば肝心の小屋は原型を止どめず屋上の端の鉄柵に阻まれ、3分の1程乗り出す格好で辛うじて落下を免れていたのだ。もしもあと少しで隣りの 3 階建てのマンションはどうなっていたらと思うと、涙が出る程本当に不幸中の幸いであったと、つくづく実感しつつ今はそのあと始末に追われている毎日である。

昔の机や椅子、古い車のシートカバー、色あせた鯉のぼり、火鉢やちょうちん、バーベキューセット、それに記録として保存していた新聞の山…。それらの品々が割れたガラスと植木の土にまみれているのを前にして、私は言葉を失い唯茫然自失するのみであった。

常日頃から断捨離をやかましく言う家内の言葉を聞かず、何でも勿体ないと捨てきれずに取り込んでいたのが、今となってはあだになったと悔やまれる。

大型トラックが横転したり、駐車場の車が 1 か所に掃きだめのように吹き飛ばされている光景は、過去にも何度か見た事で、その意味ではこれらの自然災害はすべて想定内のことと言えるのだろう。豪雨災害に続いての大震災、そして風水害。だが人は都合よく忘れ、対策を怠っていた報いというべきか。ただ小事ながら、脚立とゴルフ棒が空中を 100m も飛んできたのは、全くの想定外だと今も思っているのだが—

筆者紹介:八崎輝義 日本チバガイギー(株)教育研修課長、取締役人事統括部長、京都薬科大学常任理事を歴任、現京薬会相談役。著書「エイズ」、「京薬会の 120 年の軌跡」等執筆。



今月の書籍紹介～一押しの一冊をご紹介します～



『日本再興戦略』

著者：落合陽一

(発行所：幻冬舎 1, 400円+税)

テクノロジーの発展はすさまじく、AIやディープラーニング、自動運転、ブロックチェーン、量子コンピュータといった技術が実社会にインパクトを与える時代はどうやら目の前に迫っています。10年後や20年後には世界が大きく変わっているらしいけど、それにどうやって自分が伍していくのか、自分はその時どうなっているのか、どうしているべきなのかが分からない。なんとも漠とした思いを処理できずにいます。

そんな中、根っからの文系人間に理解できるか不安を感じつつも、気鋭の若手研究者の本を手にとってみました。著者は、筑波大学で研究・教育に携わると同時に様々なテクノロジーを開発する実業家、アーティストなど様々な顔を持っています。本書では、テクノロジーを軸に、日本の今後の政治や教育、会社、仕事、コミュニティをどうすべきか考察しています。

冒頭の私の迷いに対して、文中で『将来的にこうなるからこうだ、という予測をすることは意味がない』と言います。技術開発のスピードが早すぎて、ほとんどの人は最先端にいることはできない、逆にいえばいつでもビギナーで、ある程度のところまでは到達できる。だから即時的に必要なものを、すぐにリスクを取ってやれるかどうかが必要になってくる。要は「今やるべきことを今すぐやる」ということです。

そして少子高齢化はむしろ日本にとってチャンスなんだとか。なぜなら、働き手が少ないからこそ、いままさに実用段階に入ったロボット技術やAIを既存の労働に置き換えることができるわけで、人口増加の局面では抵抗が大きいだろうと指摘します。

日本人は「ワークライフバランス」にはなじまず、「ワークアズライフ」を選択すべきだなどの問題提起は、また違った方向からの新鮮なアプローチに聞こえました。クラウドワークや早帰り制度といった先進的な人事労務制度をすでに採用している会社にも、共通して流れる考え方ではないかと感じたからです。

近未来、社会の構造変化が大きく起こる時代にどう対応していくか、若手研究者の旗手から前向きなアイデアがよらず発信されていることに、頼もしさを感じる一冊でした。

(執筆 伴野 史明)



<10月の税務と労務の手続[提出・納付先]>

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>
[労働基準監督署]

31日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付
<第3期分> [郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、7月~9月分> [労働基準監督署]
- 健康保険・厚生年金保険料の納付
[郵便局または銀行]
- 健康保険印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険料の納付<延納第2期分> [郵便局または銀行]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

~ちょっとブレイク~



撮影者のコメント

「平成5年にユネスコの世界遺産に登録され、3年ほど前に終了した平成の大修理により、「白鷺城」という別名に相応しい真っ白な城壁が蘇った姫路城です。

この写真は去年の秋ごろ、新しく蘇った姫路城を一目見ようと家族で行った時のものです。外国人観光客の多さには驚きましたが、やはり写真や映像で見るよりも、実物の迫力と美しさは圧巻でした。

皆様も、もし機会があれば、新しくなった姫路城をご覧ください。一見の価値ありですよ。」
撮影者 福井 啓人

当事務所より一言

今年は記録的な猛暑。台風そして大地震と自然の猛威を感じざるを得ませんでした。皆様の地域はいかがでしたでしょうか？水や電気といった普段何気なく当たり前のようにあるものは、失って初めてその価値に気づき、本当に大切なことは何か？を再認識しました。

話が変わりまして、9月21日-22日と弊社社員総会をメナード青山にて行いました。ゴルフ組、アクティビティ組等思い思いに過ごした後、夕方よりコミュニケーション研修を行いました。テーマは「子どものころのわたし」自己マップを作ろう！ということで、参加メンバーの知らない側面が垣間見えておもしろかったです。専門業務の研修を受講することは多いのですが、改めてコミュニケーション研修を受講するのも楽しいものですね。その後、懇親会。還暦を迎えるメンバーのお祝いとともに、私からサプライズ発表をさせていただきました。当日までほんのごく一部の方にしか知らせていなかったのも、皆一様に驚きの表情を隠せず、シークレット作戦としては成功したとは思いますが、あまりにも唐突すぎて懇親会の段取りが無茶苦茶になってしまったので、逆に混乱をきたしてしまい、かなり迷惑をかけてしまったようです。代表自ら反省です。

「誠実・迅速・熱意」をモットーに、お声がかかればどこにでも飛んでいきます。「労働トラブル相談」「就業規則作成」「人事制度の策定」「組織活性化支援」「社会保険・給与計算」等、お気軽にご相談ください。今月ものぞみプランニングレポートをお届けできることを嬉しく思います。皆様との「出会い」「ご縁」「絆」に心より感謝申し上げます。

by 工藤 英二

